

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(當日が休日には、その翌日)

鳥取県職員勤務評定規程（昭和五十年十月鳥取県訓令第四号）の一部を  
次のように改正する。

目 次

◇訓 令 鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

◇告 示 公有水面の埋立ての免許の出願

◇教委規則 鳥取県教育委員会事務部局職員勤務評定の一部を改正する訓令

◇人委規則 職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

訓 令

鳥取県訓令第三号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十三年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

の職員	専門員長	長
課	次	
統括税務専門員長	長	
校 所	長	

に、

右以外の職員	課長補佐	長
統括税務専門員	課	長
統括税務専門員長	長	
所	長	

を

都市開発事務所	農業経営大	県税事務所
学校		
被評定者が機関の内		

都市開発事務所	農業経営大	県税事務所
学校		
被評定者が機関の内		

別表中	漁港施設室長
企画調査室長	を

漁港施設室長
総合整備室長

に、

県税事務所

員にあっては、課長	身体障害者福祉司	係長
部組織に属さない職		
所	室 課	

を

家畜保健衛生所	専修職業訓練校	門学校	倉吉総合看護専門学校	喜多原学園	皆成学園	積善学園	喜多原学園	皆成学園	積善学園	児童相談所
---------	---------	-----	------------	-------	------	------	-------	------	------	-------

に、

右以外の職員	主係 幹長	課長補佐 （鳥取土木出張所建築課長に限る。）								

に、

身体障害者福祉司	係長	課長補佐 （係を置く課の課長補佐を除く。）	室課長

に、

専修職業訓練校	門学校	倉吉総合看護専門学校	喜多原学園	皆成学園	積善学園	児童相談所
---------	-----	------------	-------	------	------	-------

事大	課長補佐 （係を置く課の課長補佐を除く。）									

を

主係 幹長	課長補佐 （係を置く課の課長補佐を除く。）	課長補佐 （係を置く課の課長補佐を除く。）	課長補佐 （係を置く課の課長補佐を除く。）	課長補佐 （係を置く課の課長補佐を除く。）	課長補佐 （係を置く課の課長補佐を除く。）	課長補佐 （係を置く課の課長補佐を除く。）

に改め、

同表の備考中「参考」を削る。

を削り、

右以外の職員	課長補佐 （係を置く課の課長補佐を除く。）	課長補佐 （係を置く課の課長補佐を除く。）

農業経営	都市開発	学校	務所
------	------	----	----

この訓令は、昭和五十三年十月一日から施行する。

附 則

告 示

鳥取県告示第八百三十八号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十一年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部港湾課及び岩美町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十三年九月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

田後港港湾管理者 鳥取県

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

(イ) 位置

ア 一工区

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富一タ股三、一八九番一一地先の公有水

面

イ 二工区

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富一タ股三、一九一番二地先の公有水

水面

(イ) 区域  
ア 一工区

①の地点から②の地点を通り③の地点に至る一九七七年の秋分の満潮位（D・L+○・三三七メートル）における公有水面と陸地との境界線、③の地点から④の地点に至る一九七七年の秋分の満潮位（D・L+○・三三七メートル）における公有水面と防砂堤との境界線及び①の地点と④の地点とを直線で結ぶ線により囲まれた区域。

ただし、A島（①の地点（松島燈台（北緯三五度三五分三四秒〇六東径一三四度一九分〇八秒六九）から一七六度四三分四六秒二六四分五一秒二五九・五メートルの地点）から、②の地点（松島燈台から一七八度四九七年の秋分の満潮位（D・L+○・三三七メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域）を除く。

①の地点 松島燈台から一七三度二三分二六秒 二六九・〇メー

トルの地点

②の地点 松島燈台から一八一度五六分五三秒 二九一・五メー

トルの地点

③の地点 松島燈台から一九〇度三〇分〇三秒 二四〇・〇メー

トルの地点

④の地点 松島燈台から一九〇度五六分〇五秒 二三八・五メー

トルの地点

イ 二工区

⑤の地点と⑥の地点とを結ぶ昭和五十二年六月一日付鳥取県指令受河第三百四十三号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線（

D・L+○・四〇メートルにより決定)、⑥の地点から⑦、⑧の地点を通り⑨の地点に至る一九七七年の秋分の満潮位(D・L+○・三三七メートル)における公有水面と第六防波堤との境界線、⑨の地点から⑩、⑪の地点を通り⑫の地点に至る一九七七年の秋分の満潮位(D・L+○・三三七メートル)における公有水面と陸地との境界線、⑬の地点と⑯の地点を結ぶ一九七七年の秋分の満潮位(D・L+○・三三七メートル)における公有水面と第六防波堤との境界線、⑯の地点から⑮の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑤の地点と⑯の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

⑤の地点 松島燈台から一四五度三〇分〇〇秒 四六二・〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から七五度〇三分一七秒 六・〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一六五度〇三分一七秒 二〇・五メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一九八度〇三分〇八秒 一・八メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から一三六度〇八分〇五秒 二四・〇メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から一五六度四四分五五秒 五・三メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から一三四度二一分一八秒 五・四メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から一一三度三六分四〇秒 三・二メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から一一三度三六分四〇秒 三・二メートルの地点

D・L+○・四〇メートルにより決定)、⑥の地点から⑦、⑧の地点を通り⑨の地点に至る一九七七年の秋分の満潮位(D・L+○・三三七メートル)における公有水面と第六防波堤との境界線、⑨の地点から⑩、⑪の地点を通り⑫の地点に至る一九七七年の秋分の満潮位(D・L+○・三三七メートル)における公有水面と陸地との境界線、⑬の地点と⑯の地点を結ぶ一九七七年の秋分の満潮位(D・L+○・三三七メートル)における公有水面と第六防波堤との境界線、⑯の地点から⑮の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑤の地点と⑯の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点

⑯の地点 ⑬の地点から一三六度〇八分〇五秒 六・八メートルの地点

の地点

の地点

の地点

の地点

の地点

(二) 面積

ア 一工区

二、三六九・五八平方メートル

イ 二工区

二二七・九九平方メートル

三 埋立に関する工事の施行区域

(一) 位置

ア 一工区

鳥取県若美郡若美町大字浦富一タ股三、一八九番一二地先の陸域及び公有水面

イ 二工区

鳥取県若美郡若美町大字浦富一タ股三、一八九番一二地先の陸域及び公有水面

(二) 区域

ア 一工区

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び(ア)の地点と(イ)の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

⑦の地点 松島燈台から一九二一度〇七分五五秒 二一九・五メートルの地点

④の地点 ⑦の地点から三〇度〇三分一九秒 三六・〇メートルの地点

⑨の地点 ④の地点から一二〇度〇三分一九秒 一一〇・五メートルの地点

⑤の地点 ⑨の地点から一二〇度〇三分一九秒 四〇・〇メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から三〇〇度〇三分一九秒 八・〇メートルの地点

⑪の地点 ⑨の地点から一二〇度〇三分一九秒 二四・八メートルの地点

⑫の地点 ⑨の地点から一二〇度〇三分一九秒 二一・〇メートルの地点

⑬の地点 ⑨の地点から一七四度三六分〇九秒 一六・〇メートルの地点

⑭の地点 ⑨の地点から一二〇度〇三分一九秒 一六・〇メートルの地点

⑮の地点 ⑨の地点から三〇三度〇一分〇七秒 五〇・〇メートルの地点

⑯の地点 ⑨の地点から三〇三度〇一分〇七秒 五一・二メートルの地点

⑰の地点 ⑨の地点から三五三度四四分一一秒 九・二メートルの地点

⑲の地点 ⑨の地点から三四六度四五分五七秒 八・三メートルの地点

⑳の地点 ⑨の地点から三七八度一〇分五〇秒 一・四メートルの地点

㉑の地点 ⑨の地点から二七八度一〇分五〇秒 七・六メートルの地点

⑧の地点 ⑨の地点から三四三度四五分五七秒 七・六メートルの地点

イ 二工区

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑨の地点との地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

⑨の地点 松島燈台から一四四度一〇分三三秒 四六一・〇メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から一六五度〇三分一七秒 三三・二メートルの地点

⑪の地点 ⑨の地点から一三六度〇八分〇五秒 五一・三メートルの地点

⑫の地点 ⑨の地点から三二一六度〇八分〇五秒 二三・五メートルの地点

⑬の地点 ⑨の地点から三一一一度〇八分五六秒 三四・五メートルの地点

(二) 面積

ア 一工区

七、八四一・七〇平方メートル

イ 二工区

二、六二七・七六平方メートル

四 埋立地の用途

一工区 プロック製作及びケーラン用資材ストックヤード

二工区 公共ふ頭用地  
五 出願年月日  
昭和五十三年九月二十二日

## 教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第一号

鳥取県教育委員会事務部局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十三年九月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

鳥取県教育委員会事務部局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令  
鳥取県教育委員会事務部局職員勤務評定規程（昭和三十三年六月鳥取県  
教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

課長補佐、所長補佐、次長（米子図書館及び少年自

然の家の次長に限る。）、企画広報室長、総務室長、

国民体育大会準備室長、主幹、係長及び分館長

第八条第二項の表中

課長補佐、室長補佐、所長補佐、次長（米子図書館、  
青年の家及び少年自然の家の次長に限る。）、企画  
広報室長、総務室長、主幹、係長及び分館長  
を  
に改める。

別表第一中

課長補佐	企画広報室長	総務室長	国民体育大会準備室長	課長補佐	企画広報室長	総務室長	国民体育大会準備室長	課長	企画広報室長	総務室長	国民体育大会準備室長	課長
右以外の職員	主幹	幹	幹	課長	長	長	長	課長	長	長	長	長
右以外の職員	係長	主幹	幹	課長補佐	長	長	長	課長補佐	長	長	長	長
右以外の職員	企画広報室長	総務室長	室長補佐	課長の指名する	備室長	備室長	備室長	企画広報室長	長	長	長	長

を

事務局本庁			
係長	主幹	課長補佐	次長
企画広報室長	総務室長	室長補佐	長
國民体育大会準備室長	國民体育大会準備室長	課長補佐	長

に

鳥取青年の家

を

青年の家

に改める。

## 附 則

この訓令は、昭和五十三年十月一日から施行する。

## 人事委員会規則

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年九月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

## 鳥取県人事委員会規則第二十九号

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年九月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

## 鳥取県人事委員会規則第二十八号

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則  
職員の職務の等級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一 農業又は農民生活関係 農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第十四条の二第四項本文に規定する事務を職務とする改良普及員

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則（昭和三十九年十一月鳥取県人事委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

第二条第二号中「第一百八十七条第一項に規定する」を「第一百八十七条第三項に規定する事務を職務とする」に改め、「（以下「林業改良指導員」という。）に任用されている者」を削り、同条第三号中「行ない」を「行い」に改め、同号イ中「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第五号中「行ない」を「行い」に改め、同号イ中「行なう」を「行う」に改める。

## 附 則

この規則は、昭和五十三年十月一日から施行する。

所長	
所長	
係長	
係長	

(第三種郵便物認可) 昭和53年9月29日 金曜日

第三条中「行ない」を「行い」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 農業又は農民生活関係 農業改良助長法第十四条の二第二項に規定

する事務を職務とする専門技術員

第三条第二号中「第一百八十七条第一項に規定する」を「第一百八十七条第二項に規定する事務を職務とする」に改め、「（以下「林業専門技術員」という。）に任用されている者」を削り、同条第三号中「行なう」を「行う」に改め、同号イ中「農林省設置法」を「農林水産省設置法」に改め、同号ハ中「、第二級無線技術士」を「若しくは第二級無線技術士」に、「電氣に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）に定める第三種電氣事業主任技術者又はこれらより上級の資格を有する者で、これらの資格」を「電氣事業法（昭和三十九年法律第百七十号）に定める主任技術者で第三種電氣主任技術者免状に係るもの若しくはこれらより上級の資格」に改める。

#### 附 則

この規則中、第二条第一号の改正規定は昭和五十三年十月一日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。